

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令要綱

第一 改正の内容

電波監理審議会の審理に出頭を求められた参考人が受ける日当の額の上限を八千円から八千五十円に引

き上げること。(第三条関係)

第二 施行期日

この政令は、令和元年八月一日から施行すること。(附則関係)